

刑事事件の処分（2023年12月18日掲載）

起訴、有罪でも刑務所入らない場合も

【質問】

私の友人が窃盗をしたといわれ、警察に捕まってしまいました。よくテレビで日本は99%の人が有罪になると聞きますが、このまま刑務所に入ることになってしまうのでしょうか。刑事事件について、一般的にどのような処分があるのか教えてください。

【回答】

逮捕されたとして裁判にかけられる（起訴される）か▽起訴されたとして有罪とされるか▽有罪とされたとして刑務所に入るか—を分けて理解する必要があります。

まず、逮捕されたとしても、必ず起訴されるわけではありません。起訴するかどうかは、検察官が決めます。逮捕されても色々な事情を考慮のうえ、不起訴となることがあります。したがって、逮捕されたからといって、起訴されるというわけではありません。

次に、起訴された場合でも裁判の結果、無罪であれば、もちろん刑務所に入ることはありません。検察官は「裁判所が有罪と判断できるか」を慎重に検討したうえで、起訴しています。それゆえ、起訴された多くの事件で、有罪判決が下されています。99%が有罪といわれるのは、この部分の話です。「逮捕された」の99%が有罪ではなく、「起訴された」の99%が有罪ということです。

では、裁判の結果、有罪であれば、必ず刑務所に入ることになるのかというと、そうではありません。窃盗罪で有罪となった場合の刑罰は、懲役または罰金の2種類があります。そして刑罰には、執行猶予が付くことがあります。執行猶予が付けば、一定期間罪を犯さずに過ごすことができれば、刑務所に入らずに、罰金を払わずに済みます。執行猶予の付かなかった罰金の場合、きちんと罰金を支払わないと、労役場という刑務所や拘置所内の施設に留置されることがあります。

以上のように、逮捕され、起訴され、有罪となったとしても、必ず刑務所に入らないといけなくなるというわけではありません。

（弁護士 松永拓也）